



石橋レポ 第3号

発行日：平成26年8月1日(隔月1日発行)



杉浦のつぶやき



皆さん、こんにちは、開発部の杉浦です。8月に入りいよいよ夏本番を迎え、海や山へとお出掛けの方も多と思います。我が家も夏休みはキャンプと相場が決まっております。今年も岐阜のいとろキャンプ場へ、犬を連れて出かける予定をしております。林間にある川沿いの気持ちの良いオートキャンプ場で、マイナスイオンを浴びながら飲むビールは止められません。毎年必ず2泊はしていましたが、今年は子供の都合がつかず1泊となりそうです。また、来年は上の子が大学受験を迎えますので、行けるかどうか分かりません。子供の成長と共に子供もだんだん忙しくなり、少し寂しさを感じている今日この頃です。

また、例年夏は海や山の事故の他、帰省される際の交通事故なども多く発生しております。暑さで体力や判断能力の低下が事故に繋がります。お出掛けの際には、水分補給や休息を十分取り、時間に余裕を持ってお出掛け頂き、事故のない楽しい夏休みをお迎え下さい。

今月のテーマ

『相続トラブル』
が発生する原因
ベスト3

前号で相続税の**基礎控除額が引き下げ**(3,000万円+600万円×法定相続人数)について、ご紹介させて頂きました。これまでの制度では相続税に縁がなかった方でも、改正後では相続税の対象となる方が間違いなく増加しますので**相続税対策**も重要になってきます。しかし相続税対策も重要ですが、最も重要なことは、「**相続**」を「**争続**」にしないことではないでしょうか。相続税はかからなくとも、必ず被相続人(亡くなられた方)の財産を分ける作業は必要です。近年では5件に1件はもめると言われております。ある調査会社の調査によりますと、相続トラブルが発生する原因の**ベスト3**は次の通りです。

第1位 遺産が不動産のみで、分割が困難

現金のように簡単に分けたり、処分できない場合にもめる原因となる

第2位 相続人の特定の誰かが、親の面倒を見ていた

子が複数いて、その中の一人が親の介護をしたり面倒を見ていた場合で、遠方にいて面倒を全くみていない相続人が平等な分割を主張した場合にもめる原因となる

第3位 被相続人が離婚しており、前妻の子と後妻の子がいる

前妻、後妻に関係なく子供には同じ権利が認められるため、それぞれの権利を主張した場合

3位は別にしても、1位と2位は珍しい話ではなく、どこにでもある話だと思いませんか。残された家族が争うようなことになれば、恨まれること間違いなしです。そんなことにならないよう元気なうちに話合いしたり、遺言を残すことが非常に需要です。

「どうしたらいいか分からない」という方も多と思います。そんな方、是非、ご相談下さい。

<数独のルール>

- 1、空いているマスに1~9の数字をいれる。
- 2、縦・横の各列及び、太線で囲まれた3×3の
'ロック内'に同じ数字が複数入ってはいけない

ルールは以上です。簡単ですね。

でもやってみると意外に難しいですよ。

正解は次号にてお知らせします。

<問2>

2				8	1		
		8					2
	5	7	6	2			4
		2		4	5		3
			2	1			
1		5	3		6		
6			9	8	2	3	4
	2					9	
		9	5				1

ちょっと一息
頭の体操

<前号の答え>

6	3	8	7	2	5	1	9	4
7	4	2	9	1	8	5	6	3
5	1	9	4	3	6	7	8	2
1	2	4	8	9	7	6	3	5
3	9	5	1	6	4	9	2	7
8	7	6	2	5	3	9	4	1
2	6	7	5	4	3	8	1	9
9	5	1	3	8	2	4	7	6
4	8	3	6	7	1	2	5	9

● お問い合わせ先

石橋建設興業株式会社

碧南市山神町2丁目72番地

TEL: 0566-42-8181

FAX: 0566-42-8833

E-mail: ishi1957@oregano.ocn.ne.jp

ホームページ:

石橋建設興業

検索

● 営業内容

・土木工事

・建築工事

・造園工事

・舗装工事

・アスファルトガラ、コンクリートガラ、建設発生土のリサイクル

・重機械の施工

・建設用資材の納入販売

・宅地建物取引業

第二事業部 開発部 都築一雄(携帯)090-1235-0237 / 杉浦幹夫(携帯)080-2658-3035